

平成 29 年 10 月 25 日
商 工 中 金

調査報告書の提出及び当金庫に対する行政処分について

当金庫は、平成29年6月9日付「命令に対する作業工程並びに業務の改善計画について」にて、調査未実施の危機対応貸付全体について、外部の専門家のチェックを受ける等により、客観性を十分に確保した調査を継続し、当該調査の結果や第三者委員会の調査結果を踏まえて問題の所在やその根本原因を特定することに係る作業工程をご報告いたしました。

本日、作業工程に基づき行った調査結果を調査報告書にまとめ、経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省に報告しております。

また、本日、経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省より、株式会社商工組合中央金庫法第59条及び株式会社日本政策金融公庫法第24条に基づく行政処分を受けました。

平成29年5月9日付の行政処分に続き、二回目の行政処分となり、この度の問題に關しまして、お取引先をはじめ、国民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当金庫といたしましては、行政処分を厳粛に受け止め、このような事態を二度と発生させることのないよう、皆様からの信頼を回復すべく、全社一丸となって再発防止等に取り組んでおります。

本日提出した調査報告書及び本日受領した行政処分は別添資料のとおりです。

[\(添付資料 1\) 調査報告書](#)

[\(添付資料 2\) 本日当金庫が受領した行政処分](#)